

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向け、経営の健全性・透明性を確保しつつ効率性を高めることを主眼として、最適なコーポレート・ガバナンスの構築に努めております。また、当社の事業内容等を株主をはじめとするステークホルダーの皆様が的確に理解していただけるよう、積極的かつ適切な情報開示を行っております。

また、当社は、「企業理念」の「行動規範」に「法令遵守の精神」を掲げ、コンプライアンスに係る体制を構築し、法令遵守意識の向上や違法行為・不正行為等の発生抑制・未然防止に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1 - 4 政策保有株式】

##### (1)政策保有株式に関する方針

取引関係の維持・強化等により、当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合、他社株式を政策保有することがあります。

なお取締役会においては、個別の政策保有株式について、企業価値の維持・向上に資するか否かという観点から保有継続の適否を毎年検証しており、検証の結果、保有を継続する意義が認められなくなった株式については、株式市場への影響等も勘案しながら、縮減を図っていきます。

##### (2)議決権行使の基準

議決権行使については、発行会社の経営方針・戦略等を十分尊重した上で、その議案が当社の保有方針に適合するか、発行会社の中長期的な企業価値の維持・向上に資するかという観点等を踏まえ、必要に応じて発行会社と対話を行い、総合的に賛否を判断し議決権を行使します。

#### 【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役・執行役員が利益相反取引または競業取引を行う場合や、主要株主との間で取引を行う場合は、当該取引金額が100万円以下であり、かつ一般消費者としての通常取引で、会社及び株主共同の利益を害するおそれがない取引であるときを除き、取締役会規則に基づき、事前に取締役会の承認を得たうえで取引を行うこととし、また取引実行後は、法令に基づき、その重要な事実を適切に開示致します。

また、当社は、役員や主要株主と取引を行う場合は、市場価格を勘案し、相手方と交渉のうえ、一般の取引先と同等の条件で公正妥当な取引を行うこととしています。

#### 【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金給付金及び一時金等の支払いを将来にわたり確実に行うため、安全かつ効率的に目標収益率を達成できるよう政策的資産構成割合を定めております。

また、資産運用委員会を設置し、資産運用の基本方針及び政策的資産構成割合の策定、見直しに関する検討を実施する等、外部の専門家の意見を取り入れ、適切な運営を図るための取組を行っております。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)当社は企業理念及び中期経営計画を策定しております。詳細は当社HPをご参照ください。

(2)本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)当社の経営陣幹部のうち、社外取締役の報酬は固定報酬のみであり、また社外取締役を除いた取締役(以下、「社内取締役」といいます。)と執行役員の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成されます。

取締役の報酬は、固定報酬を月額350万円以内、業績連動報酬(社内取締役のみが対象)を前事業年度における連結経常利益の1%かつ連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)の2%以内としており、各社内取締役の報酬については、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会にて審議のうえ、取締役会で決定しております。

また、中長期的な企業価値の増大へ貢献する意識を高めることを目的として、社内取締役及び執行役員を対象に、株式報酬制度を導入することと致しました。

株式報酬制度の詳細については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」内の「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」をご参照ください。

(4)当社は、人格・能力・見識・経験等を総合的に判断したうえで、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する資質を有する人物を経営陣幹部に選任し、また取締役・監査役の候補者として指名しております。

なお、代表取締役の選解任や取締役・監査役候補の指名に当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会で決議します。

(5)取締役及び監査役の候補者については、個々の略歴を株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しています。

また、株主総会招集通知及び本報告書には、個々の選任の理由も記載しており、解任議案を株主総会に上程する場合も、その理由を株主総会招集通知に記載します。

#### 【補充原則4 - 1(1)】

当社は、経営機能と業務執行機能の強化、取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しており、法令及び定款等において取締役会で決議すべきと定められた事項ならびに業務執行に関する重要な事項を除いて、業務執行の決定権を社長執行役員をはじ

めとする執行役員に委任しております。

なお、当該委任の範囲については、取引の態様及び取引金額等を基準とした社内規定にて定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の基準のいずれにも該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断します。

- (1)直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上を占める取引先またはその業務執行者
- (2)当社の総議決権数の10%を超える議決権を有する株主またはその業務執行者
- (3)当社の会計監査人である監査法人の代表社員、社員または従業員
- (4)直近事業年度における当社からの報酬額(ただし役員報酬を除く)が1,000万円を超えるコンサルタント、会計専門家または法律専門家

【補充原則4 - 11(1)】

当社は、取締役会において有用で多角的な議論が行われるよう、取締役会全体としての知識、経験、能力等の多様性とバランスの確保に努めるとともに、取締役会が効果的かつ効率的に機能するよう、適切な規模を維持致します。

【補充原則4 - 11(2)】

当社の取締役及び監査役の重要な兼職状況については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 11(3)】

当社は、取締役会の構成、議案及び運営等に関するアンケート調査を全ての取締役及び監査役に対して毎年一回実施し、その結果を分析のうえ取締役会において議論しております。

その結果、取締役会としての実効性は、十分確保されていることを確認しております。

【補充原則4 - 14(2)】

当社は、取締役及び監査役に対して、その役割・責務に関する理解促進を図るため、法令や企業経営に関する研修等を適宜実施しております。また、社外取締役に対しては、当社グループの事業概要、中期経営計画の内容及びその進捗状況ならびに事業上の中長期的な課題等について、就任時に説明を行うこととしています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、中期経営計画の進捗をはじめとする経営状況や財務情報等を積極的かつ適切に開示することが、企業としての説明責任を果たすことにつながると考えており、株主・投資家との対話に積極的に取り組んでおります。

当社では、株主・投資家との対話及び情報開示の所管部署を広報CSR部、担当役員を広報CSR部の担当役員とし、必要に応じ他の役員・部署等とも連携のうえ、株主総会、決算説明会、個別面談等の機会を通じて、株主・投資家との建設的な対話及び情報開示に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,645,800	9.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,747,700	6.34
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	5,910,556	2.72
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,242,000	2.42
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	4,729,000	2.18
ザバンク オブ ニューヨーク メロン 140051(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,282,000	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,219,900	1.95
ジェービー モルガン チェース バンク 380634(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,009,304	1.85
ジェービー モルガン チェース バンク 385151(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,128,189	1.44
ステート ストリートバンク アンド トラスト カンパニー 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,896,552	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

< 2. 資本構成【大株主の状況】についての補足説明 >

・【大株主の状況】は2018年12月31日現在の状況です。

・2018年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・リンク及びその共同保有者であるコーヘン・アンド・スティアーズUKリミテッドが2018年8月15日現在でそれぞれ当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有の状況が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

・2018年10月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者である三菱UFJ国際投信株式会社が2018年10月22日現在でそれぞれ当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有の状況が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

・2018年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・カナダ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(キューケー)リミテッドが2018年11月30日現在でそれぞれ当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有の状況が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

・2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在でそれぞれ当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有の状況が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

・2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者である株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOneインターナショナルが2018年12月14日現在でそれぞれ当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有の状況が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

・2019年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラインターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社が2018年12月31日現在でそれぞれ当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有の状況が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
今井 義行	他の会社の出身者													
恩地 祥光	他の会社の出身者													
服部 秀一	他の会社の出身者													
永濱 光弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 義行		同氏は明治安田生命保険相互会社の出身であり、当社と同社との間では、資金借入等の取引がありますが、取引の規模等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しており、特別な利害関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場で取締役の職務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資すると判断し、選任しております。また、同氏については、当社の定める独立性基準に適合しており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。

恩地 祥光			経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場で取締役の職務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資すると判断し、選任しております。 また、同氏については、当社の定める独立性基準に適合しており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。
服部 秀一			弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、独立した立場で取締役の職務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資すると判断し、選任しております。 また、同氏については、当社の定める独立性基準に適合しており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。
永濱 光弘		同氏は株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)及びみずほ証券株式会社の出身者であり、当社と株式会社みずほ銀行との間では資金借入等の取引があり、また、当社とみずほ証券株式会社との間では社債発行等の取引がありますが、取引の規模等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しており、特別な利害関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した立場で取締役の職務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資すると判断し、選任しております。 また、同氏については、当社の定める独立性基準に適合しており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会を設置し、取締役候補者及び代表取締役の選解任並びに社内取締役の報酬等について審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### < 監査役と会計監査人の連携状況 >

監査役と会計監査人は、定期会合のほか、必要に応じ臨時会合を開催するとともに、積極的に意見及び情報の交換を随時行うなど緊密な連携を保ち、効率的かつ実効性の高い監査の実施に努めております。

##### < 監査役と内部監査部門の連携状況 >

内部監査を担当する内部監査室は監査役会開催に合わせ定期的に監査報告等を行うとともに、監査役と内部監査室は随時情報及び意見の交換を行うなど緊密な連携を図り、監査の実効性・効率性向上に努めております。

##### < その他監査役の主な活動に関する事項 >

監査役は、取締役会及び重要なグループ経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役、内部監査室及び総務コンプライアンス部は、それぞれ以下の事項について速やかに監査役に報告しております。

- (取締役)
  - 会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項
- (内部監査室)
  - 内部監査状況
  - 不正行為等の通報状況及びその内容
- (内部統制管理委員会)
  - 内部管理及びコンプライアンス上重要な事項

また、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口 隆央	公認会計士													
稗田 さやか(戸籍上の氏名:木村 さやか)	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 隆央			公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査業務に活かしていただけると判断し、選任しております。
稗田 さやか(戸籍上の氏名:木村 さやか)			弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査業務に活かしていただけると判断し、選任しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

**【インセンティブ関係】**

## 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

社内取締役に対して、業績連動報酬に加え、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2018年3月28日開催の第200期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託(BBT (= Board Benefit Trust))」を導入しております。業績連動報酬は、前事業年度における連結経常利益の1%かつ連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)の2%以内としており、また、株式報酬については、役位を勘案して定まる数のポイントを毎事業年度付与し、退任時に累積ポイントに応じた当社普通株式を、信託銀行を通じて原則給付致します。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

#### < 補足説明 >

有価証券報告書や事業報告において全取締役の総額を開示しております。

取締役及び監査役に対する役員報酬額(2018年度実績)

役員区分 / 支給人員 / 報酬等の総額 / 基本報酬 / 業績連動報酬 / 株式報酬

社内取締役 / 8名 / 478百万円 / 287百万円 / 155百万円 / 35百万円  
監査役(社外監査役を除く。) / 2名 / 52百万円 / 52百万円 / - 百万円 / - 百万円  
社外役員 / 6名 / 39百万円 / 39百万円 / - 百万円 / - 百万円  
合計 / 16名 / 570百万円 / 379百万円 / 155百万円 / 35百万円

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」内の「コーポレート・ガバナンス・コードの開示に基づく開示原則3-1(3)」に記載の通りです。また、監査役の報酬につきましては、常勤・非常勤の役割に応じた基本報酬のみとしており、報酬額は月額8百万円以内と定めております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、取締役会事務局である企画部が適宜必要な説明・情報提供等を行うこととしております。社外監査役のサポート体制については、監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置します。また、常勤監査役は、取締役会及び重要なグループ経営会議に出席するとともに、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制としております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
畑中 誠	相談役	業界活動等社外活動に従事(経営非関与)	非常勤・報酬有	2012/02/14	内規による
石井 正勝	特別顧問	業界活動等社外活動に従事(経営非関与)	非常勤・無報酬	1995/03/30	定めなし
佐久間 一	特別顧問	業界活動等社外活動に従事(経営非関与)	非常勤・報酬有	2019/03/27	定めなし

## その他の事項

相談役・特別顧問を新たに任命する際は、取締役会にて決議致します。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、効率のかつ健全なグループ経営のため、企業統治の体制として、下記の通り取締役会、監査役制度、執行役員制度、グループ経営会議を設置または導入し、運営しております。

### 【業務執行、監査・監督の方法】

#### (1)取締役会

取締役は12名であり、うち4名が社外取締役となっております。

当社は原則として定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会からの諮問に基づき審議を行う機関として、社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会を設置し、取締役候補者及び代表取締役の選定並びに社外取締役を除いた取締役の報酬等について審議しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。

#### (2)監査役制度

当社は監査役設置会社であります。監査役は4名(常勤監査役2名)であり、うち2名が社外監査役となっております。

なお、当社と社外監査役との間には、特別な利害関係はありません。

#### (3)執行役員制度

経営機能と業務執行機能の強化、取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。

#### (4)グループ経営会議

役付執行役員等を構成員とする「グループ経営会議」を設置し、当社及び主な連結子会社の経営に関する重要な事項について審議しております。また、常勤監査役は審議状況等を把握するため、グループ経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。

### 【会計監査の状況】

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についての監査契約をEY新日本有限責任監査法人と締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

・当期において業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数及び所属する監査法人名

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名
指定有限責任社員・業務執行社員 柳井 浩一	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 新居 幹也	EY新日本有限責任監査法人

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他の補助者14名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度の導入により、経営と業務執行の機能分担を明確化し、経営・監督機能と業務執行機能の強化を図ると共に、社外取締役や社外監査役の選任等により、経営の監督機能の強化及び透明性の確保等を図っており、経営及び取締役の監視・監督機能も十分発揮可能な体制が構築されていると考えております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	22日前に発送。 当社HP・東京証券取引所へのインターネットによる開示を4週間前に実施。 (2018年度実績)
集中日を回避した株主総会の設定	3月開催。
電磁的方法による議決権の行使	2005年度より実施。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2006年度より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(概要)を作成。
その他	当社HPに招集通知(和文・英文)を掲載。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期に年間数回開催。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回開催(2・8月)。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米、欧州、アジアを中心に年間3～4回のIR活動を実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	(URL) <a href="https://www.tatemono.com/ir/">https://www.tatemono.com/ir/</a> (掲載情報) 決算情報及び適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会の招集通知等	
IRに関する部署(担当者)の設置	(担当部署) 広報CSR部 (IR担当役員) 取締役 常務執行役員 小澤 克人 (問合せ先責任者) 広報CSR部長 後藤 芳朗	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「コンプライアンス規程」において、コンプライアンスに基づく公正で誠実な経営を実行することにより、当社を取り巻くステークホルダーの信頼を獲得し、企業価値の維持・向上を図ることを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「都市の未来に貢献する」まちづくりを実現するため、企業理念および企業姿勢に基づき、「安全・安心の取組み」「環境への取組み」「社会変化への対応」「地域社会への貢献」という4つのテーマを設定し、CSR活動を推進しています。CSR推進は、社長統括のもと、広報CSR部が事務局となり、企画部、人事部、総務コンプライアンス部と連携し、グループの取組みを総括しております。また、CSR活動を取りまとめたレポートを毎年発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーへの積極的、適切かつ公平な情報提供をコーポレート・ガバナンスの基本方針としており、これからも法令に定められた情報開示をはじめ当社の事業内容を的確かつ迅速に把握して頂けるよう、より一層の情報提供に努めてまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業理念に「信頼を未来へ」を掲げ、お客様の信頼に応えることを全従業員の実行の基本とするとともに、以下の通り、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」といいます。)を整備し、その徹底・浸透を図っております。

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに徹して誠実に業務を遂行する。
- (2) 内部統制管理委員会、総務コンプライアンス部及び内部監査室は、「コンプライアンス規程」及び「不正行為等の通報に関する規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (3) 役員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかに内部監査室もしくは別途当社が指定する窓口へ通報するものとし、通報を受けた内部監査室による調査を踏まえ、当社は是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。
- (4) 内部統制管理委員会は、必要に応じ、コンプライアンス体制の構築、運用状況、改善等について取締役会、監査役に報告する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)、その他重要な情報について、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、定められた期間、所定の保管場所に保管する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理体制の基本を定める「リスク管理規程」に基づき、リスクを管理する各担当部署においてリスクを継続的に監視するほか、企画部をリスク管理の統括部署として、全社のリスクを総括的に管理する。
- (2) 当社は、「震災対策基本計画」に基づき、地震発生時における役職員の安否確認及び事業継続のための業務を迅速かつ的確に遂行する体制を整備する。
- (3) 企画部は、想定されるリスクに応じた適切な情報伝達とリスク管理体制を整備し、総務コンプライアンス部は内部管理体制に起因するリスクに関して企画部を補佐する。
- (4) 内部統制管理委員会は、内部統制リスク(内部管理リスク及びコンプライアンスリスク)の全社的推進、情報の共有化を行う。
- (5) 内部監査室は、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、その調査結果を定期的に内部監査室担当取締役、代表取締役、監査役、総務コンプライアンス部並びに企画部に報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を導入し、経営機能と業務執行機能の強化、取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図る。
- (2) 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき、各部門の業務及びその権限を明確にし、取締役の職務の効率性確保に努める。
- (3) 取締役は、取締役会において決定した経営計画に基づき、効率的な業務遂行体制を構築する。また、経営資源の適正な配分等を考慮の上、年度毎に事業計画及び利益計画を策定し、取締役会で決定する。
- (4) 取締役会は、定期的に各部門の目標達成状況の報告を受け、必要に応じて目標を修正し、業務遂行体制の効率化に向けた改善策を決定する。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ会社役員が「グループコンプライアンス憲章」及び「グループコンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンスに徹して誠実に業務を遂行する体制を構築する。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき、グループにおける財務報告の適正性を確保するため「財務報告の基本方針」を定め、財務報告の適正性を確保する体制を構築する。
- (3) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社総務コンプライアンス部並びに企画部は、グループ各社全体の内部統制に関する担当部署として、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- (4) 当社取締役は、取締役会において決定した経営計画に基づき、効率的なグループ業務遂行体制を構築する。また、年度毎にグループ各社の事業計画及び利益計画をモニタリングし、取締役会に報告する。
- (5) 当社は、当社の取締役または監査役等をグループ各社に派遣する等の方法により、グループ各社の役員からその職務執行の状況について定期的に報告を求めると、業務の適正性を確認する体制を構築する。
- (6) 当社内部監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社の内部監査室担当取締役、代表取締役、監査役、総務コンプライアンス部、企画部及びグループ各社の社長に報告し、当社総務コンプライアンス部並びに企画部は必要に応じて、内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置する。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないこととする。
- (3) 監査役スタッフは、他部署を兼務する場合においても監査役スタッフとしての業務を優先するものとし、また、当社は、監査役スタッフの人事異動に際しては常勤監査役の事前同意を得るものとする。

#### 7. 監査役への報告等に関する体制

- (1) 当社は、取締役会及びグループ経営会議については、監査役の出席を確保し、また、取締役、内部監査室及び内部統制管理委員会は、当社及びグループ各社に関する以下の事項について速やかに監査役に報告する。

(取締役)

重大な影響を及ぼす恐れのある事項

(内部監査室)

内部監査状況

不正行為等の通報状況及びその内容

(内部統制管理委員会)

内部管理及びコンプライアンス上重要な事項

- (2) 当社は、監査役に不正行為等を報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう体制を整備する。

#### 8. その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。
- (2)当社は、監査役が、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務コンプライアンス部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携し対応することとしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

